

## 墨田区いじめ防止対策推進条例(案)概要

## 1 目的

この条例は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の尊厳を保持するため、区におけるいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## 2 基本理念

- (1) いじめの防止等の対策は、全ての児童等が「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動することができるようにするため、いじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るため、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、事業者その他の関係者の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

## 4 区等の責務

- (1) 区は、いじめの防止等のための体制を整備するとともに、他の地方公共団体、学校、保護者、地域住民、事業者その他の関係者と協力して、いじめの防止等のために必要かつ効果的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 教育委員会は、区立学校の設置及び管理に関する事務を行う者として、区立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- (3) 区立学校及び区立学校の教職員は、保護者、地域住民、児童相談所、事業者その他の関係者との連携を図りつつ、区立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 5 保護者の責務

- (1) 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うとともに、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- (2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

## 6 地域住民及び事業者の役割

地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

## 7 墨田区いじめ防止対策基本方針

区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、墨田区いじめ防止対策基本方針を定めるものとする。

## 8 附属機関等の設置

### (1) 墨田区いじめ問題対策協議会（協議組織）

いじめの防止等に関する連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される墨田区いじめ問題対策協議会を置く。

### (2) 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会（教育委員会の附属機関）

いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、区立学校において重大事態が発生した場合における調査を行うため、教育委員会の附属機関として、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会を置く。

### (3) 墨田区いじめ問題調査委員会（区長の附属機関）

区立学校において発生した重大事態に関し、上記(2)による調査結果の調査を行うとともに、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるため、区長の附属機関として、墨田区いじめ問題調査委員会を置く。

## 9 区立学校におけるいじめの防止

教育委員会及び区立学校は、児童等の保護者、地域住民等との連携を図りつつ、児童等が自主的に行ういじめの防止に資する活動に対する支援、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

## 10 いじめの早期発見のための措置

(1) 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校におけるいじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるとともに、児童等、保護者等がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(2) 区は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

## 11 区長による報告又は協議の要求

区長は、区立学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処について、教育委員会に対し状況の報告又は協議を求めることができる。

## 12 いじめに対する措置

(1) 区立学校の教職員、区の職員その他相談に応ずる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、当該児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) 区立学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告するとともに、いじめの事実を確認したときは、再発防止のため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又は保護者に対する支援及びいじめを行った児童等への指導又は保護者への助言を継続的に行うものとする。

(3) 区立学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

## 13 施行期日

公布の日